

法教育推進協議会

第55回会議 議事録

第1 日 時 令和7年10月31日（金）
自 午後2時00分
至 午後3時27分

第2 場 所 法務省第一会議室（20階）

第3 議 題

- (1) 各種報告
 - ア 「こども霞が関見学デー」における取組について
 - イ 法教育セミナーの開催について
 - ウ 令和6年度における法教育授業等の実施件数について
 - エ 「小学校における法教育実践状況調査研究」に関する中間報告
- (2) 協議事項
 - 今後の法教育推進に向けた取組について

議事

岡田官房付 それでは、まだ小貫委員の方がお見えになっていらっしゃらないようでございますけれども、予定の時刻となりましたので、第55回法教育推進協議会を開会させていただければと思います。

お手数ですが、オンラインで御出席の皆様のカメラをオンにしていただければと思います。ありがとうございます。

本日は、皆様御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに事務的なところで、本日の発言方法について御説明させていただきます。

法務省に御参考の方々におかれましては、御発言される際は举手の方をお願いいたします。オンラインで御出席の皆様におかれましては、举手ボタンの方を押していただければと思います。座長から举手いただいた方のお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言の方お願ひいたします。

なお、発言者を明確にするため、最初にお名前の方をおっしゃっていただいた後に御発言いただきますようお願いいたします。

発言方法の説明は以上になります。

続いて、前回の第54回の会議ですが、令和7年3月4日に開催されまして、会議の後、当時の委員の皆様の任期が満了となりました。そのため、今回は再任された委員の方も含めまして、新しい委員の皆様で行う初めての会議ということになります。

なお、これまで座長を務めていただきました太田委員が、前回の会議をもって委員を御退任されました。今回新たに座長が選任されるまでの間、事務局におきまして暫定的に進行を務めさせていただきます。

小貫先生、聞こえますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

では、最初に法務省大臣官房司法法制部長の内野から、委員の皆様に御挨拶がございます。

内野部長 皆さん、こんにちは。本年7月に法制部長を拝命いたしました内野でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御参考、御出席賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃よりこの法教育の推進に御尽力賜りまして、重ねて御礼申し上げたいと存じます。

本日の協議会は、若干事務局からも御紹介をさせていただきましたが、新しい委員をお迎えしての開催ということでございます。新たに御就任いただきました委員の皆様方におかれましては、法教育の推進ですね、これに御理解を賜りまして、また御就任に御快諾いただくということで、心より感謝申し上げたいと存じます。

本協議会では、正に法律や教育の専門家を始めといいます各界の有識者の皆様方に御参加を賜りまして、大局的な観点から法教育推進ということをするための大きな方向性をお示しいただいてきたところでございます。

近時も御覧のとおり、我が国の社会経済状況、一番目指すところはいわゆるDX化というところかと思いますけれども、国際化の進展、こういったことも踏まえまして、やはり複雑多様化してきているところがあると感じております。それに伴いまして、やはり国民の

価値観、ライフスタイル、多様に変化をしているというところでございます。

こういった社会の変化ということを踏まえまして、多様な価値観、また法的思考力、こういったものを身につけて、法や司法制度というものにつきまして理解を高めるということは、これは重要性、正にこういった部分が以前に増して意識されてきているのか、その一つの表れといたしましては、例えば出前授業の実践依頼、こういったものも増えてきているという実情がございます。

法務省といたしましては、こういった問題意識にも応えるために、今後必要な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

ですので、引き続き、皆様方の御指導を頂ければ幸いに存じます。

本日も皆様方から忌憚のない御意見を頂きまして、今後につなげたいと考えておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、簡単でございますが、まず冒頭の私からの御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡田官房付 ここで、内野の方は業務都合により一旦退席をさせていただきます。

続きまして、今回新たに委員に御就任いただいた方が複数名おられますので、お名前をお呼びさせていただきますので、順に一言御挨拶をお願いできればと存じます。

まず、東京新聞編集局東京すぐすぐ部部長、安藤美由紀様。

安藤委員 安藤です。よろしくお願ひします。

子育て情報W e b メディアの東京すぐすぐの担当をしています。こちらはフリーのサイトで、東京新聞とはちょっと一線を画した情報を載せています。よろしくお願ひします。

岡田官房付 続いて、最高検察庁検事、太田玲子様。

太田委員 最高検察庁検事の太田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡田官房付 東京大学社会科学研究所准教授、齋藤宙治様。

齋藤委員 齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。

専門は法社会学という分野で、子どもや若者の権利などを中心に研究しております。法教育は、法教育全体に詳しいというわけでは全くないんですけれども、以前少し教育学を勉強したこともありまして、それから大学では交渉学という分野も教えております。なので、中学生や高校生向けの話合いとかもめごと解決みたいなところに特に関心を持っております。よろしくお願ひいたします。

岡田官房付 東京都教育庁指導部主任指導主事、西尾英里子様。

西尾委員 東京都教育庁の西尾でございます。よろしくお願ひいたします。

岡田官房付 一般財団法人 I N S T e M 事務局長、神谷説子様。

神谷委員におかれましては、本日所用により御欠席となっておりますので、次回御出席いただいた際に改めて御紹介させていただければと存じます。

続いて、本日御参集の皆様を御紹介いたします。

時間の都合上、お名前だけの御紹介とさせていただきます。

茨城大学全学教職センター特任教授、猪瀬宝裕様。

東海大学菅生高等学校校長、大山敏様。

埼玉大学教育学部准教授、小貫篤様。

日本司法支援センター本部総務部長、近藤真史様。

司法書士、日本司法書士会連合会理事、高橋文郎様。

立教大学法学部教授、野澤正充様。

弁護士、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局長、張江亜希様。

最高裁判所事務総局総務局第一課長、吉岡大地様。

なお、その他、磯山委員、窪委員及び高橋直哉委員におかれましては、本日は所用により欠席されておりますので、次回御出席の際に改めて御紹介させていただきます。

続いて、今回事務局にも異動等により変更がありましたので、前回会議から変更のあった者について、この場で改めて紹介させていただきます。

まず、先ほど御挨拶させていただきました法務省大臣官房司法法制部長の内野でございます。

続きまして、司法法制課長の神渡です。

神渡課長 7月17日付で大臣官房司法法制部司法法制課長に着任いたしました神渡でございます。よろしくお願ひいたします。

岡田官房付 続いて、私になりますが、司法法制部大臣官房付の岡田でございます。7月に着任させていただきました。よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、座長の選任に移りたいと存じます。

どなたか適任の方を御推薦いただきたいと存じますが、御意見がある方は御発言をお願いできますでしょうか。

では、猪瀬委員、よろしくお願ひいたします。

猪瀬委員 猪瀬です。私は座長の推薦に関しまして、野澤委員を座長に推薦したいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

岡田官房付 ありがとうございます。

ただいま猪瀬委員から、野澤委員を座長に推薦する旨御提案ございました。

皆様、この御提案に対して御意見等ございますでしょうか。

それでは、御異議ないようございますので、野澤委員に座長をお願いすることにいたしましたく存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、これから先の議事進行については、野澤座長にお願いいたしたく存じます。

野澤座長、お手数ですけれども、こちらの座長席の方に御移動の方をお願いいたします。

野澤座長 それでは、新たに座長を務めてまいります、立教大学の野澤でございます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第を御覧ください。

本日は大きく二つ、事務局等からの各種報告、それから今後の法教育推進に向けた取組についての協議を予定しております。

配布資料はお手元の議事次第に記載のとおりでございます。お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお声掛けください。大丈夫でしょうか。

なお、配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページに公開させていただく予定でございます。

それでは最初の議題に入ります。

1つ目の議題は、事務局等からの各種報告でございます。

本日は報告が4点ございます。

まず第1点ですが、「こども霞が関見学デー」について、事務局から報告をお願いいたします。

江原部付 事務局の江原でございます。

「こども霞が関見学デー」における法教育のイベントプログラムの実施について、御報告差し上げます。参考資料として配布資料2をつけておりますので、御覧ください。

「こども霞が関見学デー」は、霞ヶ関に所在する各省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示などを行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

法務省においては、本年8月7日の木曜日と8日の金曜日に、法務省の建物や敷地を一部開放する形で開催し、合計1,500名を超える方々に御来場いただきました。

私ども司法法制部においては、法教育を所管する部署として、刑事模擬裁判のプログラムを2日間で4回実施し、お子様と同伴者を合わせて合計200名を超える方に御参加いただきました。

事案は器物損壊被告事件で、内容は令和5年3月に作成しました小学生向けもぎさい教材をベースにしたものです。

被告人は、深夜に駐車場で被害者の車のドアを金づちで何度もたたいて傷をつけて壊したとして起訴されましたが、被告人は自分は犯人ではないと主張して争っているというケースです。

裁判官、検察官、弁護士役は、申込み時に希望しました子供たちが務め、当部の職員がその補助をし、残りの参加者には裁判員役を担当してもらいました。

当日来場していただいた子供たちには、法曹三者と裁判員の立場になって、当部職員と一緒に協議を行ってもらい、時間が足りなくなるほど活発に意見が出されました。また、同伴者である保護者の方々を交えた質疑応答なども行い、盛況のうちに終えることができ、たくさんの方々に刑事裁判手続や法的な考え方を学んでいただく場とすることができたものと考えております。

また、刑事模擬裁判のプログラム以外には、「集合！みんなは知ってる？法務省のおともだち」と題したプログラムにおいて、法教育マスコットキャラクターであるホウリス君の着ぐるみがほかの法務省のキャラクターと一緒に登場し、来場者の皆様からの写真撮影のリクエストに応じるなど精力的に活動し、法教育の認知度向上に一役買ってくれました。

事務局からの報告は以上でございます。

野澤座長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいいたします。

高橋（文）委員 高橋です。

1,500名ということで、多くの方が集まった御様子ですけれども、どのようなアンケートというか広報をなさって、あとは、1,500名以上の方が来て絞ったのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

江原部付 事務局から回答させていただきます。

各プログラムの御案内については、法務省で一括してホームページに掲載する方法で広報をさせていただいております。

また、参加者の方々についてなんですかけれども、今年は事前申込み制、かつ先着制で応募を頂きました。会場の関係で、1日2回としまして各40名の合計160名の方に先着で参加していただいております。

以上でございます。

高橋（文）委員 ありがとうございます。

野澤座長 そのほか、いかがでしょうか。

私から1点、すみません。

これ、小学生、中学生ということなのですが、実際にいらっしゃった方は大体、例えば、小学校も1年から6年まで幅がありますけれども、大体どのくらいの年齢層というか学年の方が多かったかというのは分かりますでしょうか。

江原部付 少々お待ちください。

事務局から御回答差し上げます。

幅広く参加していただいたんですけども、一番下のお子様ですと、5歳の方に参加していただきまして、あと一番上の方ですと13歳、中学1年生ですね。あと、一番多い層としましては、小学校高学年のお子様が多かったかなと思います。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしくうございますか。

ありがとうございました。

それでは次の報告ですが、法教育セミナーの実施について、事務局からお願ひいたします。

江原部付 事務局から御報告差し上げます。

引き続き、事務局の江原でございます。

法教育セミナーの実施について、御報告差し上げます。

資料3を御覧ください。

本年8月20日の水曜日、東京都港区内において法教育セミナーを開催いたしました。

資料として、当日までの間に使用しましたチラシを配布させていただいております。セミナーの概要も、資料に記載のとおりでございます。

令和元年度に初めて開催いたしました法教育セミナーは、今年で6回目を迎えていただきました。

これまでには、法教育の意義や授業における具体的な実践方法を習得してもらうことを目的に、一昨年まで教員向けとして実施しておりましたが、昨年度は教職課程にある大学生を主な対象者としておりまして、今年度はさらに教員、教職課程の大学生以外にも対象を広げ、学校現場と法律実務科との連携をテーマに、広く対象者の方に参加していただいております。

会場参加と後日のオンデマンド配信によるハイブリッド形式として開催し、総申込者数は340名、非常に多くの方に興味を持っていただき御参加いただくことができました。

本年度のセミナーでは、学校生活における法教育の意義やその在り方などについて、法曹

や教員を交えて検討することを通じて、法教育の必要性に対する意識の涵養を図るとともに、法曹とつながる機会を設けることで、法曹を身近に感じてもらうことを目的とした。

当日の各プログラムについて、内容を簡単に御紹介いたします。

本年度のセミナーは、第1部として基調講演、第2部として法教育授業実践ワーク、第3部としてクロストーク・意見交換会の3部構成で実施しました。

まず、第1部では、本日は御欠席されておりますが、当協議会の委員でもいらっしゃいます、東村山市教育委員会統括指導主事の窪直樹先生から基調講演を頂きました。

窪先生の御講演では、「学校現場における法教育の意義～小学校での取組を中心に～」をテーマに、実際に小学校の現場で法教育授業を実践されたときの様子や、その際の生徒から出た意見などを踏まえて、法教育実践の意義などについて、教育現場の観点からお話をいただきました。

第2部の法教育授業実践ワークでは、当協議会において作成しました高校生向けの法教育教材を使用して、「海水浴場の利用ルールを作ろう」の部分を題材に取り上げ、小グループに分かれてグループワークを行い、法教育をより手軽、かつ効果的に実践する方法などを体験してもらいました。

この題材での授業の目標は、1つ目、どのような手続でルールを作成すればよいか、手続の公平性、作成したルールをどのような視点で評価すればよいか、手段の相当性、明確性、平等性について考えさせ理解させること。2つ目、法やルールの意義及び役割について考えさせ、理解させることであり、先生役を当部の部付が担当し、指導計画案に沿って授業を行い、生徒役をセミナー参加者になっていただきました。初対面の参加者が多い中、また幅広い年齢層の方がいらっしゃる中で、グループ内で活発な意見交換が行われておりました。

最後に、第3部では、小、中、高の教員と法曹によるクロストークを実施いたしました。

クロストークでは、学校現場における法教育実践やその課題や、外部人材と連携した法教育実践をテーマに、登壇者それぞれの立場から御経験などを踏まえてお話しいただきました。クロストーク終了後の質疑応答では、参加者から多数の質問があったほか、セミナー終了後も登壇者に質疑を行うなど、参加者の高い意欲を感じられました。

本セミナー終了後、会場参加者からは、基調講演については、児童の声を基にした実際の事例のお話がとても興味深かった、小学校の段階で法教育をする必要性を感じた、また意見交換会について、出前授業についてよく理解できた、外部との連携のときの具体的な課題を教えたので、あらかじめ対処して連携したいといった御感想を頂きました。

本セミナーは、法教育の普及、推進に資する大変有意義な機会となりましたが、このように盛況のうちにセミナーを終えることができましたのも、窪委員を始めとする登壇者の方々やセミナー、御講演、御支援いただいた関係機関各位の皆様方のおかげでございます。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。お力添えを頂きまして、誠にありがとうございました。

なお、今回のセミナーの開催結果につきましては、後日法務省ホームページに報告書を掲載予定ですので、御参考いただければと思います。

以上のとおり、本年度の法教育セミナーは参加対象者を制限することなく実施し、御好評

いただけたものと考えておりますところ、今後さらなる法教育の普及につながる本セミナーの開催方法や参加対象者などに関して、何か御意見がありましたら承りたいと思います。

事務局からは以上でございます。

野澤座長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

よろしくお願いします。

安藤委員 安藤です。

すごい、340人申し込みましたということで、学生さんたちはどれぐらい参加されていたんですか。私もちよつと知り合いに声かけたりもしましたが、なかなか都合が合わなくて参加できなかつたんですけども。

江原部付 事務局から御回答いたします。

すみません、細かい数字までは分からんんですけど、約10名程度学生の方に御参加いただいております。

以上です。

安藤委員 その学生さんたちに参加してほしいというのは、教職課程にあるときから法教育というものの大きさを知ってもらって、実践に入ってほしいという思いからなんですか。もっともっと増えてほしい。

江原部付 おっしゃるとおりでございます。

安藤委員 ありがとうございました。

野澤座長 そのほかいかがでしょうか。

高橋委員、お願ひします。

高橋（文）委員 前もちよつと話したかもしれないんですが、普及という意味で、ここの東京だけではなくて、地方開催の考え方ってあるのかどうかということなんですねけれども、いかがでしょうか。

江原部付 事務局から御回答差し上げます。

法教育セミナーの開催の場所に関しては、今後検討していくみたいと、我々としても考えているところです。

以上です。

高橋（文）委員 よろしくお願ひします。

野澤座長 それでは、大山委員、お願ひいたします。

大山委員 よろしくお願ひします。

野澤座長 すみませんフリーズしているようなのですが、聞こえますでしょうか。

少しお待ちください。

神渡課長 司法法制課長の神渡ですけれども、地方で開催するかどうかって、本当に今後重要なっていくんだろうなとは、やはり思うんですよね。やはり地方において正に、例えば法曹養成の面でもそうですねけれども、なかなかいろんなことに対しての関心を持ってもらうということって、すごく重要だと思はします。やはりいろんなニーズを拾いながら考えていかなきゃいけない、正に江原の方で回答させていただいたように、今後いろいろ検討していかなきゃいけない問題だろうなとは思っております。

内野部長 今、地方でとおっしゃったところの動機というのは、問題意識みたいなのは、もし

回答いただけだと、今後のあり方考えたいんですけども。

高橋（文）委員 私の業界もそうですけれども、全国的に各地で法教育はやっています。あと、地方の大学でも法学部あるところもありますので、あと、なかなか、失礼ながら弁護士さん、我々もそうですが、どうしても東京集中、大都市集中になるので、地方に法律専門家が根づくためにも、こういったものの活動が必要かなとは考えております。

野澤座長 ありがとうございます。

大山委員が入られたようなので、お願いいいたします。

大山委員 すみません、聞こえますでしょうか。

野澤座長 はい、聞こえております。

大山委員 ありがとうございます。すみません、何か途中切れちゃいまして。

アンケートの結果を見ると、あんまり今回のセミナーで、中学校や高校の取組について言及がなかったのか、紹介がなかったのかなんですかけれども、一応中学校の教員も高校の教員も参加はしていたようなんですかけれども、その辺の授業の様子とか現状というの報告されなかつたんでしょうか。

江原部付 事務局から御回答差し上げます。

最後の意見交換会、クロストークの場には、小学校、中学校、高校、それぞれ教鞭取っていらっしゃる、もしくは教鞭取っていらっしゃった先生方に御参加いただきまして、それぞれの現場の実情ですとか、今の法教育の現状などについては御発言いただいております。

大山委員 分かりました、ありがとうございます。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

小貫委員、お願いいいたします。

小貫委員 ありがとうございます。

これは、質問といいますか意見になるかなと思うんですけども、今後に向けた前向きなものだと思っておりますが、今回学校現場と法律実務家との連携というようなテーマでやられて、非常に意義があるものだと、私自身思っています。また、教職課程の学生さんたちも呼ばれて、実際に参加してくれたって、すごく意味がある取組だなと考えております。

来年度以降どういうふうになるかはちょっとまだ分からんんですけども、来年度以降も、例えばですけれども、今回窪先生の方に御講演いただいていて、すごく私自身も聞きたかったなと思っているんですが、何年か前まで法学の専門家の先生方、例えば、何年か前には、今東大にいらっしゃる小粥先生、もう一人が教育学の研究者、橋本先生、福井大学の这样一个、何かセットで基調講演みたいなことをなされていましたなと思っています。そういう形にまた戻す、あるいは大学の法学、教育学の研究者、そして学校現場や指導主事の先生という形で、何か順番に回していくって、そういうイメージなんでしょうかという、それが結構いいなと私自身は思っているんですけども、それどうなのかなと思っていて、ちょっと質問が1つと。

もう一個が、テーマなんですかけれども、法教育で、やはりこれまで法的な見方、考え方、あるいは法的な価値といったものをすごく大事にしてきたと思うんです。それはすごく大事なことだと思うんですけども、更にプラスして、実際の学校生活や社会の中で使える技能としての、紛争解決するような技能、こういったものをより、これも法教育なんです

よといふような形でアピールしていくといふのもまた重要なのかなと、次のステップに向けてですけれども、重要なのかなと思いますので、そういった紛争解決とかもめごとの解決みたいなところに焦点を当てて、来年度以降、どこかのタイミングでできたらいいんじゃないかなと思っているのが、二つ目ということになります。

今の意見になりますけれども、そんなことを思いました。

以上でございます。

野澤座長 ありがとうございます。貴重な御意見、どうもありがとうございます。

事務局の方から何かありますか。

江原部付 事務局から、今の一つ目の御意見に特になるんですけれども、去年、今年と、この法教育セミナーの内容といいますか在り方については、我々の方でもいろんな試行錯誤を繰り返しているところでございます。

ですので、本日いただきました御意見も踏まえまして、また来年、更によりよいセミナーとなるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

野澤座長 そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは次の報告でございますけれども、令和6年度における法教育授業等の実施件数についてでございます。

当協議会においては、各機関、団体において実施いただいた出前授業等の取組状況を報告していただき、情報共有を図っているところでございますが、集計のタイミングが各機関、団体によって異なるということで、今回の会議では、事務局から法務省における取組状況、それから吉岡委員から最高裁判所における取組状況、それから高橋文郎委員から日本司法書士会連合会における取組状況を、それぞれ御報告いただきたいと思います。

それでは、まず事務局からお願ひいたします。

江原部付 事務局の江原でございます。

令和6年度における法教育授業等の実施件数について、御報告いたします。

資料の4-1を御覧ください。

法務省では、法教育を普及、推進するための取組として、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省職員などを講師として派遣する出前授業を実施しております。

令和6年度における実施状況をまとめましたものが資料です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、令和2年度に参加人数及び実施件数が令和元年度の約3分の1まで減少したものの、令和4年度にはコロナ禍前の水準まで回復し、令和6年度においては、参加人数が31万4,641人、実施件数6,264回と、いずれも過去最高となりました。この結果は複合的な要因によるものと考えられ、成年年齢、裁判員年齢の引下げ、相続登記の義務化、拘禁刑の創設といった制度的な改正が続いたことや、オンライン授業の拡大などの影響も推測されるところです。

法務省においては、令和5年3月に刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材「もぎさい」、法教育教材を作成し、法務省ホームページにおいて公開するなど、授業において活用しやすい効果的な教材の作成を継続して行っているほか、出前授業につきましても、X、旧ツイッターにより授業風景を発信するなど、広報を強化しているところです。

今後も法務省ホームページ内におけるウェブサイトの視認性をより高めていくなど、出前

授業については、学校現場などへの働き掛けを推進してまいりたいと考えております。

事務局からは以上です。

野澤座長 ありがとうございました。

では次に、吉岡委員から御報告をお願いいたします。

吉岡委員 最高裁判所の吉岡です。よろしくお願ひいたします。

最高裁からは、定例で出前講義の実施状況及び小学生から大学院生まで含む学生の最高裁判所見学数を御報告しております。

出前講義自体は、各庁においてそれぞれ必要に応じてやっているところではありますが、ここでは裁判員制度の広報の依頼を受けて行ったものに限っての数値になります。

数値の推移等はここに記載したとおりですが、令和6年度、今年の3月までの状況は、実施件数が115件、実施庁が35庁、参加人数が7,572名ということになっております。

2の最高裁の見学の数は、令和6年は1万4,000人ということになっております。これは、コロナの前の人数を大きく上回るという水準まできております。

最高裁の関係では、このような活動は各庁でそれぞれやっているところではありますし、また、最高裁の裁判所のホームページもこの9月にリニューアルしておりますので、そういうことも併せて活用いただければと思っております。

以上です。

野澤座長 ありがとうございました。

最後に高橋文郎委員から御報告をお願いいたします。

高橋（文）委員 ありがとうございます。司法書士会の高橋です。

資料4-3を御準備いただきまして、全国に司法書士会が50会ございまして、令和6年度、年度中の授業執行の集計でありますけれども、50会のうち40会実施をしたということが設問1です。その次が、講師として派遣した対象のところです。

司法書士会はそもそも、主に高校生、卒業して社会に出る前の高校生を対象にした消費者教育を中心にやってはきたんですが、法教育ということがかなり広がってきた中で、そこに法教育の考え方、エッセンスを入れた形で、内容は組み立てられてきていると思います。特に、この表を見ますと小学校が増えてきております。また、特別支援学校であったり児童養護施設といったことで、対象がかなり広範囲に広がっているということがいえると思います。

次にめくっていただいて、実施形態についてですけれども、講義、寸劇・クイズ、DVD視聴等がありますけれども、講義といつても一方的な講義ではなくて、学生さん、また学校の先生たちもやりとりをしながらの講義、また寸劇・クイズというのは正に参加型の授業、DVD視聴についても、DVDは流しますけれども、それに加えて司法書士がいろいろお話をするという形で、全て参加型でやっていることが見えております。

それから次の次、ちょっとめくっていただいて、設問3のところですけれども、これはこれから次の課題ですけれども、やはり50会ある司法書士会によっては、非常に人が少ないところ、例えば十数名しかいない会の、なかなか授業展開できないという悩みがありますので、先ほどのセミナーの地方開催とか、そういういった活性化があればなおいしいな这样一个とつながってくるかもしれません。

そういうことで、コロナ禍を経験しましたけれども、また復活してこのぐらいの数字で今展開をしているということを報告申し上げます。

以上です。

野澤座長 ありがとうございました。

それでは、以上の報告について、御質問がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

全体的にコロナ前に人數的には戻ったという感じで、活発に出前授業等やっておられるようすでけれども、いかがでしょう。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、西尾委員お願いいいたします。

西尾委員 東京都教育庁の西尾です。

大分参加が増えてきているということで、広がりが見えているのかなと思うんですが、これ、自治体ごとの偏り、参加者の偏りというのは見られるのでしょうか。というのも、広報があったときに、自治体が周知しているところだけが参加していて、そうでないところが参加がない場合は、恐らく今後の広報とかのヒントにもなるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

野澤座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

江原部付 少々お待ちください。

事務局から御回答します。

大変申し訳ありません、ちょっと地方の方で統計は取っておりませんで、今ちょっとすぐに御回答することができません。申し訳ありません。

野澤座長 すみません、よろしいでしょうか。

西尾委員 はい。

野澤座長 そのほかいかがでしょうか。

高橋（文）委員 西尾委員のお話で、司法書士会は各学校にダイレクトに通知を出したり、あと教育委員会を通じて出したりということもあるんですが、本当に学校の先生の、正にその担当の先生につながるためには、どういう方法が一番いいとお考えでしょうか。

西尾委員 今、教育委員会にもお声掛けいただいているってところで、基本教育委員会から学校への通知というところなんですが、恐らく学校も手元にはありますし、あることも分かっているということがあると思うんです、けれども、また、さらに使ってみようとなると、授業計画に入っているかということであったり、子供たちの発達段階として、今それが必要かということであったり、流れがいろいろあると思うので、多分そこの次のステップの「活用したい」というところまでには、何かもう一手がないといけないのかなということは、感じております。

高橋（文）委員 ありがとうございます。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしくお詫びします。

ありがとうございました。

それでは最後の報告になりますけれども、小学校における法教育授業実践状況調査の中間報告について、調査を委託しております浜銀総合研究所の担当者の有海様から報告をお願いいたします。

浜銀総合研究所 有海氏 それでは、私、浜銀総合研究所の有海と申します。この度、小学校において実施をしました法教育の実践状況に関する調査について、概要について説明をさせていただきます。

座ったままの報告となりまして、失礼いたします。

お手元に参考資料2-1、2-2という番号がついている資料があるかと思いますので、そちらを御準備いただきまして、2-1の方は、報告書の形式で取りまとめを行っているところですが、本日は2-2の方ですね、概要の方をポイントを絞って御説明をさせていただきますので、そちらを御覧いただければと思います。

参考資料2-2、2枚資料がございまして、1枚目に関しましては、調査の概要をお示しをしているところでございます。

法務省様におかれまして、過年度にもほかの学校段階も含めて調査を実施しているところと認識をしておりますが、今年度は小学校を対象に調査を実施させていただいた形になっております。そこにお示しをさせていただいておりますように、法教育授業の実施状況、法教育教材の利用有無及び媒体・題材、また関係機関等との連携状況などを調査事項として実施をさせていただいたものになっております。

今回の調査は、全国から1,000校を抽出して実施をさせていただいたという形になっておりまして、夏休みの期間を含む夏の時期に実施をしまして、全体の約54%の学校から回答いただいたという形になっております。

続きまして、資料の2枚目におかれましては、集計分析結果のポイントを示しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、法教育に関する授業の実施状況に関してですが、令和6年度の時点において状況を伺いましたところ、実施状況として0回、実施していないと回答した学校は、回答いただいた学校の2.8%という形で、ほとんどの学校で何かしらの形で法教育に関する授業を実施しているという回答をいただいたという形になっております。

内容といたしまして、実施学年としては6年生、実施教科としては社会科が多いという形の状況ということが確認されております。

続いて、法教育教材の利用の有無に関しましては、利用した授業を実施したと回答した学校は、回答いただいた学校の全体の4.1%という形になっておりました。知っているが利用しなかったとの回答は約3割という形になっておりまして、その理由といたしましては、既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるからという回答が最も多く、次いでこのような授業を行う時数の余裕がないからという回答が多くなっていました。また、教材を知らないとの回答が6割以上という形で、こちらは過年度と比べると割合が増加しているということが確認できたというところでございます。

教材に関しまして、利用の状況にかかわらず、あるとよいと思う教材の媒体形式を尋ねたところ、動画配信サイト等への配信という回答が最も多く、次いでICT端末で活用できるデジタル教材が多いという結果でした。こちらの動画配信サイト等での配信に関しましては、令和元年度の結果よりも割合が高くなっています。また、ICT端末で活用できるデジタル教材に関しましては、今年度新規に項目を設定したという形になっております。

3点目、外部人材と連携した授業の実施の有無に関しましては、実施したとの割合は34.

9 %という形で、令和元年度調査からは若干減少しておりますが、ほぼ同程度の回答割合という形になっておりました。連携先としましては、税務署（税務署職員）が最も多く、次いで警察署（警察官）、税理士会（税理士）が多いという結果になっておりました。また、回答割合自体はそれほど高くないという形ではあるんですけども、弁護士会（弁護士）の回答割合におかれましては、前回から若干回答結果の増加傾向が確認されたという形になっております。

外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由に関しましては、連携先を見つける方法がよく分からないからという回答が最も多くなっておりました。次いで、連携の準備や打合せ、手続などが大変だから、連携によりどのような授業ができるのかが分からぬからという回答が高いということで、課題が挙げられたという形になっております。

簡単ではございますけれども、ポイントの概要というところで、御説明としては以上でございます。

野澤座長 どうもありがとうございます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ある方は挙手をお願いいたします。

それでは、齋藤委員、お願いいいたします。

齋藤委員 齋藤です、ありがとうございます。

法務省の法教育教材の認知度が大幅に下がったという、そういう結果だと思うんですけれども、解釈として、法教育の教材の認知度が下がったというと、一般的に言うとすごくイメージが悪いんですけども、あくまでも法務省以外の団体であるとか、あるいは市販の教材が充実してきたので、その中で相対的に法務省のプレゼンスが少し落ちてきたという、そういう結果だと読むならば、法教育全体の教材としては十分広まっているという、そういうふうな解釈もできるのではないかという気もしたんですけども。

以前お送りいただいた報告書案の方の中で、29ページの辺りを拝見しますと、法教育を実施するにあたり課題と感じることについて、法教育に関するよい教材がないという回答が、令和元年度の調査だと3割くらいで、今回の調査だと2割くらいということなので、よい教材がないと感じている人の割合は下がっているというふうなことが読み取れます。やはり法教育の教材の総量が増えていて、その中でちょっと相対的にプレゼンスが落ちているという、そういう解釈になるのかなというふうな気がしたんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

江原部付 事務局から回答させていただきます。

今回のこの回答結果を受けまして、我々法務省として、我々として課題として感じているところについて、この後、一度御報告差し上げまして、ちょっと今先生から御意見いただいたようなことも踏まえまして、広く御意見いただければなと思っております。

ありがとうございます。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。

それでは、安藤委員、お願いします。

安藤委員 東京新聞の安藤です。

学校との連携先では税務署、警察官、税理士さんで弁護士さんのような順に多いのかと思

いますが、これは、単純にやはり職員さんというか、マンパワーの差が結構あるのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。分かれば教えていただきたいなと。

江原部付 事務局から回答させていただきます。

今回のこの回答結果からは、その原因と申しますか、今先生からお話があったマンパワーの違いですとか、そういったところまでは深くちょっと分析することができませんで、ただ、その辺りのことも含めて、我々としてこの結果を受け止めて、次の施策につなげていかなければいけないなと思っております。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、大山委員、お願いいいたします。

大山委員 よろしくお願いいいたします。

報告書主体に読ませていただいたんですけども、結構今回ショックを受けたことがあって、利用した法教育教材の種類、題材というのは11ページ以降に出ているんですけども、紙媒体の方が、冊子教材の方が利用度が高く、視聴覚教材、これ、実は私がこの協議会の委員になる前に、小・中学生向けの視聴覚教材の作成委員で携わっていたものなんですけども、利用度が低いという結果が出ていました。

これについてはかなりショックで、そもそもDVD、視聴覚教材を作るときの動機というのが、要するに、冊子教材は職員室の教員の机の上とか、そういうところに紛れてしまったり、捨てられてしまったりということがあって、DVDだったら動画もあるし、スライドもあるので、教員が使いやすいし、児童・生徒も使いやすいだろうという理由で作成することにして、当時冊子しかなかった高校生向けの教材についても、DVDを作った方がいいんじゃないかなというような話も出ていました。

その一方で、DVDというのは、僕の経験から言うと、大体が各学校に送られてくると、校長室に直行して、校長室で死蔵されるというパターンが非常に多くて、次いで社会科準備室とかに行くんですけども、誰も見ないということが多いので、DVDを作ることで、果たして法教育教材の普及に資するのかというような疑問を投げ掛けたことがあったんですけども、私が学校現場で授業とかを見ていてすごく感じるのは、やはり冊子にしても視聴覚教材にしても、教員がうまく使わなければ、生徒が、コロナ期で視聴覚教材に慣れ親しんだ、動画に慣れ親しんだというか、見過ぎたせいか飽きちゃったのか、教員のライズの授業の方が非常に生徒は食いつきがよくて、視聴覚教材ってのはほとんど、うちの学校レベルですけれども、偏差値50代前半ぐらいの学校ですけれども、寝ちゃうということがあって、生徒に合うレベルで作ればいいのかなというような話もあるとは思うんですけども、そういう何か冊子教材にむしろ回帰しているようなところはあります。

ただ、先ほどの御報告を聞くと、やはりデジタル教材を欲していることがあるとは思うので、ちょっとそれについて教員とか生徒に、うちの生徒に聞いてみたんですけども、例えば、個別に学習できるゲームであるとか、能動的活動につながるようなクイズを出すとか、そういったことだったら食いつくでしょうと。ただ、うちの生徒のレベルでは、動画を15分見せられたらほぼ寝ますよと、起こすことで手一杯になっちゃって、授業どころじゃありませんという答えが返ってきたんで、それもショックだったんですけども。

それと、ごめんなさい、もう一つ申し上げると、視聴覚教材の中で、これは児童・生徒にある程度受けるだろうと思って作った「きめきめ王国」というのがあって、この「きめきめ王国」というのは、要するに架空の独裁王国を取り上げて、国王の独裁を防ぐために法が必要なんだというようなところ、法治国家の方に持っていくような話で、架空の話であるんですけども、これは食いつきがいいかなと思ったら、やはり一番教員も、恐らく児童・生徒も利用率が低いのかなというのがあって、かなり当事者意識を持って取り組めるような、さっきの霞が関の小学生向けのやつもそうでしたし、それから、いろんな例もそうなんですけれども、要するに、学校の掃除をしていてけんかになったとか、本の貸し借りでけんかになったという方が、架空の独裁なのか民主主義なのかみたいなことよりも、非常に教員が取り上げやすかったり、児童・生徒が食いつきやすくなっているという現状があって、これは何か憂慮すべきことになると思うんですけども、そういう課題も踏まえて、どういった教材を提供していくべきいいのかというのを、今回非常に考えさせられました。

すみません、長くなりましたが以上です。

野澤座長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

江原部付 ありがとうございます。

先生御指摘のとおり、今後の教材の形式といいますか在り方、対応についても、我々としてもこの結果を受けまして、再度考えていかなければいけないかなと思っているところでございます。

そのあたりも踏まえまして、本日の協議事項の中でも皆様から御意見いただきたいと考えておりますので、もしよろしければ、今回のこの報告の統計の取り方ですか、数字の読み方ですか、そういったところに御質問がないようでしたら、有海様に御退席いただきまして、次の協議事項に入らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

野澤座長 よろしいですか。

それでは、報告についてはここで終わりたいと思います。

それでは、浜銀総合研究所の有海様、どうもありがとうございました。

浜銀総合研究所 有海氏 ありがとうございました。こちらで失礼いたします。

野澤座長 それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。

次の議題は、今後の法教育推進に向けた取組についての協議でございます。

先ほど委託業者の方から実践状況調査の結果について御報告を頂きましたが、その上で、協議事項に関する御意見を賜りたく、御協議をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

江原部付 ありがとうございます。事務局の江原でございます。

それでは、ここからは、今後の法教育推進に向けた取組について、委員の皆様から引き続き御意見を承りたいと思います。

先ほど小学校における法教育実践状況調査の結果について御報告を頂きましたが、まずは事務局から、この実践状況調査結果から読み取れる課題などについて、我々が考えているところを取り上げさせていただき、それらを踏まえた御協議を頂きたいと考えております。

重複する部分はありますが、まず初めに、法教育実践状況調査の目的と概要を御説明させ

ていただきます。

法務省では、学校現場における法教育の実践状況を把握し、法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的として、外部業者に委託し、学校現場を対象としてアンケート調査を実施しました。

これまで、平成24年度から平成27年度、令和元年度から令和4年度、令和2年度は新型コロナ拡大により未実施であります、の2回にかけて、小学校、中学校、高等学校を対象とする調査を順次実施し、直近の小学校における調査は令和元年度に実施したものとなります。

調査期間は、今回は前回の協議会でいただいた御意見も踏まえまして、回答していただく学校現場の負担を軽減するため、夏休み期間中の本年7月中旬から9月中旬を調査期間として実施いたしました。なお、調査結果を集計分析の上、本年11月下旬頃に調査結果報告書を法務省ホームページにおいて公表することを予定しております。

調査項目は、調査報告書の46ページ以降に記載のとおり、大別いたしますと、1、法教育授業の実施状況、2、法教育教材の使用状況、3、外部人材との連携状況、4、法教育全般に関する設問がそれぞれあります。これらの項目については、過去の調査との比較を可能するために、令和元年度の小学校調査とおおむね同様の質問を設定いたしました。

次に、先ほどの調査研究委託業者からの報告と重複する部分もありますが、事務局から本調査結果とその分析結果について説明させていただきます。お手元の参考資料3に、私の説明と同様のものをまとめたものがございますので、こちらも参考に御覧ください。

まず、法務省が作成しました法教育教材の利用の有無・認知の状況については、教材を知らないが65.1%と大きな割合を占めており、令和元年に実施した同様の調査結果から大きく認知度が低下しております。また、教材を知っているが利用していない理由としては、既存の指導書や教科書などで授業を実施することができるからが最も多いところ、教材の存在を認知していただいているても、その内容については行き届いていない状況や、そもそも教育現場のニーズに応じた教材を作成、提供できていない状況もうかがえるところです。

また、自由意見としまして、法教育の重要性については理解しているが、各教科などや教育課程、学習指導要領上の位置付けが不明確であるという御意見もいただいております。

法務省が作成しております法教育教材は、法教育とはどのようなものなのか、各教科や学習指導要領との関係や位置付けはどのようにになっているのか、どのように授業を行えばいいのかなどについて、悩みを有していらっしゃる教員の方々に対し、その一例を示すことで、指導案の作成等の負担を軽減し、充実した法教育の実践を推進するという目的もありますところ、その目的を達成するためにも、法教育教材の周知方法や媒体、提供方法を含む法教育教材そのものの在り方などについて、検討が必要であると考えております。

この点につきましては、委員の方々には是非御意見を頂きたく存じます。

次に、外部人材との連携状況等についてですが、外部人材との連携による法教育授業を行った小学校は全体の34.9%、実施率は前回調査との比較で同程度であり、依然として65%以上の学校は未実施となっております。

ここで、外部人材との連携が実際されなかつた理由の多くは、連携先を見つける方法がよく分からず、連携の準備や打合せ、手続などが大変、連携によりどのような授業ができる

るのか分からぬであります、また、継続的な課題として、外部人材と連携する仕組みがないと回答した学校も3割以上と、高い水準で推移しています。

これらの結果からは、法律専門家などと教育現場との間において、そのマッチングの体制などが十分でないことなどの構造的な問題もうかがわれますところ、このような課題についてもどのように解決していくのかについて、御意見がありましたらお聞かせください。

そのほか、今後の法教育推進に向けた取組について、広く忌憚ない意見をお寄せいただければと思います。お寄せいただいた意見は、今後の法教育推進に向けた中長期的展望を検討する上でも参考にさせていただきたいと考えております。

協議事項に関する事務局からの説明は以上となります。ありがとうございました。

野澤座長 ありがとうございました。

それでは、事務局から提示した協議事項につきまして、御意見がある方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

協議事項としては、法教育教材の周知方法や媒体、提供方法を含む法教育教材の在り方と、それからあとマッチングですね、法律専門家と教育現場との間のマッチングをどのようにすればいいか、そのほか、いろいろ忌憚のない意見をお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、大山委員、まずお願ひいたします。

大山委員 先ほど言ったこととも重複するんですけれども、媒体と連携の二つについて申し上げます。

媒体ですけれども、先ほど申し上げたように、DVDは恐らく、もう今や教員の、特に公立学校の端末にはDVDドライブがないということもあつたり、それからDVDをいちいち挿入して見るのが、教材研究にそれほど割く時間がないとか、いろんな理由があつて、この報告書を見ますと、やはり直接ホームページからダウンロードできるような視聴覚教材というのが一番必要だ、あるとよいと思う教材等の媒体に入っているということがありますので、動画配信サイトで配信するようなものが一番いいと思われます。

それから、先ほど申し上げたように、動画を例えれば10分か15分にまとめてみると、これは多分、大方の児童・生徒にとっては不適切なところがあつて、やはりここにもアンケートがありますけれども、いちいちあなたならどうしますかとか、みんなで話し合って結果を出してくださいみたいな問い合わせがあつて、その答えについて幾つか回答の引き出しが用意されているようなゲーム形式とかクイズ形式がいいのかなと思います。

さらに、ネット環境を利用する児童・生徒が非常に増えていることがあって、やはりSNSの利用に伴う法的な問題であるとかというふうなことを非常に、やはり当事者意識とか、それから自分ごととか、それから自己との関わりにおいて学ぶというようなことを国が推奨してきた結果、非常に身の回りの出来事で勉強するということが、主要な内容になりつつあるのかなという気がするので、そういうものを積極的にどんどん取り入れられるようなものがいいのかなと思います。

もう一つ、すみません、連携先なんですけれども、やはり一番税務署が法教育において活躍しているというのは、やはり組織として、租税教育の組織とか、それから学校に働き掛ける冊子の作成であるとか、そういうもので1歩リードしているというようなことがあ

りますので、法教育の方でも、教育協議会を都道府県ごとに作るとか、今もあるのかもしれませんけれども、そういうものがあって、大体租税教育の場合は、東京都だと東京都の教育委員会の教育長が頭になっているみたいな、そういうことがあって、教育委員会と連携して租税教育を行っていく。その中で、例えば税財政施策を選挙のときに競うというようなことがあって、そこで立法とか法というのが絡んでくるというような立て方を租税教育ではしているので、そういうやり方がいいのかなと思います。

すみません、長くなるので連携先に移りますけれども、連携先は、これは学校の教員は一番面倒くさがります。何でかというと、先ほどもあったように、打合せが面倒、探すのが面倒、そういうことに時間とか力が割けないということがあるので、東京都がやっている例ですけれども、例えば法教育コーディネーターという、学校と法教育に携わる専門家の間をつなぐようなものを作るとか、それから法教育人材バンクのような、これも難しいと思うんですけれども、ここについての専門的な教育や児童・生徒に分かりやすい教育ができる、そういう教員の手助けできる人を紹介するようなものを作るというふうなことが、これ、東京都でもうやっていることなんですけれども、非常にいいのかなと思いました。

すみません、また長くなりましたが、二つです。

以上です。

野澤座長 ありがとうございました。大変貴重な御意見でございます。

ちょうど私も、この月曜日に大学の授業で、東京都の消費者教育コーディネーターの方に来ていただいて、それで授業を一コマやっていただいたんですけども、消費者教育コーディネーターという方が活躍してくださって、大変学生の反響もよかったです。是非そういうものがあるとよろしいかなと思います。

それでは、小貫委員、いかがでしょう。

小貫委員 ありがとうございます。埼玉大学の小貫でございます。

2点、お話ししたいと思っております。

1点目が、教科での位置付けについてです。

先ほどの御報告で、教科書で十分であると、だから、法教育教材を利用しないというような回答が多かったということがありました。であれば、教科書で、法務省の教材や動画というものを連携できないかと考えております。例えば、教科書上にQRコードが、今はほとんどの教科書に載っているわけですけれども、そうしたところでQRコードから入っていくと、法務省の教材や動画といったところとつながるというような形ができるのかなというものが1点目でございます。

2点目が教材、今後中長期的な方向性の教材についてです。

先ほども少し申し上げましたが、紛争解決というのを前面に出せないかと考えております。理由が二つありますて、一つは、紛争と聞くと、学校の先生や子供たちは、国際紛争が多くイメージされます。それもあるんですが、むしろ身近なトラブル、紛争というものを解決するというような、社会科だけではなく、特別活動でも使えるし、あるいは他の教科でも使える法教育だということを前面に出せないかと考えているのが一つです。

二つ目の理由は、これ、今後の教育ですけれども、認知能力と言われる、いわゆる知識を覚えたり概念を知るというような教育から、これからは非認知能力というようなのがより

一層重視されていきます。その中で、法的な見方、考え方方に加えて、これは認知能力ですけれども、加えて、非認知能力である実践的な紛争解決の技能というものを、法務省としても前面に出していくということが、これからは必要なんじやないかと思っていますので、二つ目、紛争解決というのを前面に出さないかという教材で、何かそういう教材ができたらしいなというのが二つ目でございます。

以上でございます。

野澤座長 どうもありがとうございます。大変貴重な御意見でございます。

昨年この協議会でも、デジタル教材ということで、紛争解決に関するデジタル教材を作ったところでございますけれども、まだまだ認知度が低いようで、どうやって周知させるかというのがこれからの課題だと思っております。

どうもありがとうございます。

それでは、齋藤委員、お願ひいたします。

齋藤委員 齋藤です、ありがとうございます。

先ほど少し申し上げたんですけれども、法教育の教材全体量としては増えているという状況がもあるのだとすると、法務省作成の教材というところの独自性にそこまでこだわる必要はないような気もしております、それよりはむしろ、ほかにある教材とのすみ分けを意識されるのも結構大事かなというふうな気がいたしました。

例えば、具体的には、ほかの団体であるとか、あるいは市販の教材のマッピングというか、ポータル的なものを何か用意するとか、あるいは、逆にほかの法教育教材にはないようなところに、法務省として焦点を当ててやるとか、すみ分けのような視点というのもあってもいいのかなと感じました。

以上です、ありがとうございます。

野澤座長 ありがとうございます。

それでは、猪瀬委員、お願ひいたします。

猪瀬委員 猪瀬です。

まず、連携とか内容のこと、最終的には先生方がどれだけやってみようかという気持ちになるかということは大きいと思うんですね。ですから、やってみて、ああ、こういうものかということを分かる機会を増やすということが一番大事なのかなと。要するに、学校の先生方が大変さを乗り越えてもやった方がいいと思えるようなものであるという理解を頂くためにも、先ほどのお話にもありました、法教育セミナーを例えれば全国展開していくとか、各都道府県でやってみるとか、そういうふうな場面の中で、先生方が経験したり、体験したり、実際に子供たちが参加してよかったですよというようなことになっていくと、一気に広がるのかなと。やはり経験がないというか、そのよさが分からぬといふところは、どうしてもこの法教育をやる場合に課題になってくるかなと思います。そういうしたものも含めてやりつつ、学校現場の中で、いかに法教育に関心を持ってもらうかという点では、生徒指導提要という、令和4年に文科省が改定した、いじめとか暴力、そういう学校の中における生徒指導の対策、対応の中で、法教育の有効性をたくさん書いていますね。ですから、学校の先生方は、この指導提要はすごくよく読んでいますので、こういったものを踏まえて、法教育の一側面かもしれません、そういう手法的な問題解決であるとか、あるいは人と人の関わり方であるとか、いじめや、あるいは問題行動、そういう学

校が抱える問題を、この生徒指導提要では市民性を育む教育も大事だと書いていたりします。具体的には、その連携する機関として、法務省の機関として、法務局、検察庁、少年鑑別所、これは法務少年支援センターと書いていますけれども、少年院とか保護観察所とかも含めて、この文科省の指導提要に書いてあることを、法務省さんと文部科学省さんで、どんなふうにすれば学校にこういった法教育が届くのかのアプローチの方法の一つとして取り組んでみるのも、学校現場への普及の一つの方法かなとも思います。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、張江委員、お願ひいたします。

張江委員 弁護士の張江でございます。

学校現場で法教育教材の認知度が低下している点ですとか、余り利用がないという点について、私が常日頃思っている疑問があるんですけれども、法学教育と法教育の違いというものを、現場の先生たちが認識されているのかどうかというところが非常に気になっておりまして、法学教育という話になってくると、ちょっと専門的過ぎて難しそうだから、面倒くさそうというイメージになってしまふのかなという印象を受けるんですが、法教育ってそういうものではなくて、むしろ社会の中で使える力をつけるための能力を育成するための教育なんだというのを、もう少し周知して、違いが分かるようなところの広報が必要なのかなと思っております。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

安藤委員、お願ひいたします。

安藤委員 安藤です。

張江先生ともちよつと関連するんですけども、やはり連携先として、税務署が学校にすごく働き掛けているというのは、子供を持つ親としてもとても感じます。やはり重要なことなのかなと。

一方で、警察官の方とかは、子供たちにとってもとても身近な存在ですよね。ですけれども、普通の生活ではなかなか弁護士さんとか裁判所の方とか出会わないわけで、そういう意味で、法教育という見出しだと、ちょっと驚いてしまうみたいな部分があって、何かそこら辺のもっと伝わりやすい言い換えみたいなのがあったらいいんじゃないかなと思いました。

私たち東京すぐすくは、小学生のお子さんのイベントとかを、正に霞が関デーのような雰囲気のことをやっているんですけども、やはり認知度を上げるのは、もうXの時代ではなく、インスタとか画像中心のようです。先ほどちょっとスマホで検索しましたら、ユーチューブにいっぱいあるのが分かりました。こちらに、先生向けに授業のイメージみたいなものあれば、今公開されているのは主に教材ですよね。どんな授業になるのかイメージが分からぬといふお声があつたので、そういうことの参考になるのではないかなど。

あと、先ほど法教育セミナーで、コーディネーターの方が是非いじめをテーマにした教材を作つてほしいと発言していました。それならちょっと食いつきがよくなるんじやないか

なと思いました。

また、やはりコーディネーターさん、各校の事情を聞きながら、一番最適な方とマッチングするという人材はとても重要だと思います。私も今回、霞が関デーにも参加させていただいて、皆さん、裁判官の方も検察官の方もみんなお話が上手で、子供たちも引きつけていて、何よりも親御さんの熱量が違ったんですよね。

ああいう地道な活動も重要だと思いますし、学校現場の働き掛けとして、PTAへというものもあるんじゃないかな。PTAさんは、年間何回かイベントを開催することがあると思います。消費者教育で、SNSでだまされないみたいな教育は小学校レベルでもやっていきますし、そういう全く授業外のセミナーっぽいところで、ちょっと模擬裁判とかは難しいのかもしれないですけれども、法律というか、ルールはなぜあるのかみたいな問い合わせから、問い合わせ立てのような力を育むような教育をしていただけたら、親として有り難いなと思います。

野澤座長 大変貴重な御意見、どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

大山委員、お願ひいたします。

大山委員 すみません、今各委員からもお話がかなり出たと思うんですけども、私も提案しようと思っていたことは、これ、前々回ぐらいに言ったと思うんですけども、今から10年前ぐらいにキャリア教育を盛んに行おうというような動きが国レベルであったときに、あらゆる教育活動の中でキャリア教育を行いましょうというようなことが提唱されたことがあって、僕は今、各委員がおっしゃったように、やはり法教育もあらゆる教育活動の中で行うべきだと思っているんですよ。

そういう意味で言うと、今法教育の教材として提供されているものって、ほとんど学習指導、つまり児童にとっては45分授業、中高にとっては50分授業で、どういったことができるかというようなことがあります。その辺で教科書を教えるということと抵触したり、どう連携するかという課題が出てきたりということがあると思うんですけども、先ほど小貫委員からもありましたように、やはり特別活動、教育活動でいえば、小中高で例えば学活、ショートホームルーム、ロングホームルーム、終礼、全校集会、始業式、終業式なんかで行われているようないろいろな機会を捉えて、法教育、法的な物の見方や考え方を培うような授業ってできると思うんですよね。

文部科学省も、朝の10分間のモジュール学習というのは提唱しているわけで、そういう特別活動ですね。僕は特別活動の専門家を呼んだ方がいいと思っているんですけども、それと、やはり生徒指導、先ほど生徒指導提要の話もありましたけれども、やはり今、コロナが減って、僕、高校生を見ていてすごく思うのは、やはり他者と距離が取れない、あるいは他者に対する尊重ということが分からない生徒が多くて、だから、心ない言葉をぶつけたのが、集団でやるといじめになったりというようなことはものすごく、恐らく全国的に増えているような気がするんです。

そういう意味で、規範意識であるとか、それから他者を尊重するとかということを教えていくときに、人権意識ということも大切かもしれませんけれども、やはり法的な物の見方、考え方の中で、自己指導能力という、生徒指導提要で言っていることですけれども、それを高めていくとかということも大切だし、他人との距離をうまく取るということも、やは

りここを媒体にしてというようなことがあると思いますんで、そういうことってとても大切なかなと思います。

だから、40分、50分の学習指導案的なものだけじゃなくて、いろんな本が出ているんですけれども、校長が全校集会で小話話すときに参考になる話みたいのを、本まで出ているんですけれども、そういういろんなところで使えるような教材を、例えば特活の専門の現場の教員でもいいし、入れたり、それから、意外と法教育と関係ないと思われがちなんですけれども、各学校ではおそらくセーフティ教室って形で、毎年警察を呼んで年に3回、あるいは2回、1回、必ず授業をやっているんですよ。全校生徒を集める場合もありますし、放送でやる場合もあるんですけども、それは、例えばSNSの危険性とか、自転車事故で高齢者をひいちゃったみたいな、死亡させてしまったみたいなことまで含めて、かなり法に関わるようなことを警察がやっているということがあるので、やはり法務省と警察庁の連携って僕はよく分からないんですけども、そういったところも含めて、あらゆる手で法教育について浸透させていくということがないと、これから厳しいのかなと思いました。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。

ちょっと私もよろしいでしょうか。

すみません、野澤すけれども、私、先ほどちょっと触れましたが、今大学1年生の法学部以外の学生さん、大体120人ぐらい受講しているのですけれども、法学の授業を担当しています。

それで、この前ちょっとアンケート取ったら、契約自由の原則とか、それから未成年者取消権とか、こういうのはみんな知っているんですよ。そういう意味では、意外と法教育というのは、高校までの間にかなりどこかでやってきて、最低限の知識というのでしょうか、ある程度の知識というのは皆、持っているなという感じはしています。

そういう意味では、小学校、中学校、高校とあるのですが、小学校で一体法教育として何をすべきなのか、それから中学校ではどういうことをすべきなのか、それから高校ではどういうものをやるべきなのかって、もうちょっと何かそういう目標みたいなものが明確になっていると、もう少し先生方も分かりやすいのかなと思います。何となく法教育をするようにいわれて、いろいろな事例、同じようなことを繰り返し、事例を変えながらやっていくのもいいのかもしれませんけれども、もう少し目標が明確であって、それで、最終的に高校ぐらいまでにはきちんとある程度の知識や考え方方が身につくみたいな、そういう考え方もあるってもいいかなだと思います。

以上でございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、西尾委員、お願いいいたします。

西尾委員 西尾でございます。

今までの御意見を聞いていて、私も正に同じことを考えておりまして、やはり憲法だったり法の基礎だったり司法や裁判であったりということ、もちろんこれはもうど真ん中で法教育なんですが、例えば小学校ですと、ルールの必要性とか意義とかトラブルを解決するなんてことも全部入ります。

このことを教員が理解していれば、恐らく法教育に関する授業の実施は、1回から5回が55%も占めるということはきっとないと思うんですね。ほとんど毎日法教育は入つてくるので、何十回も授業されているはずなのに、この数字に表れているということは、先生方が法教育というところをかなり絞って考えていらっしゃるということがうかがえるのかなと思います。

また要因というところになると、先ほどと少し違ってしまうんですが、専門家や関係機関を呼ぶ大掛かりな授業が法教育であるということを強めていくと、やはりそっちの方に流れてしまうと思います。一方で、先ほど大山委員からもあったように、日常的に法教育はあるので、そちらの方もやっていかなくてはいけない。両輪で進めていかなくてはいけないんじゃないかなということを、お話を聞きながら私も感じさせていただきました。

ちょっとまた話が変わるんですが、媒体方法について、冊子が増えているというのは、実際に子供たちの様子を見に行きますと、冊子でぱらぱらしているというよりかは、今みんなタブレット1台ありますので、恐らく冊子の写真を撮って、先生はデジタルで提示をされていて、子供たちも手元でデジタルに見ているんじゃないかなと。そうなると、現状にある冊子がどうデジタルとしてすぐダウンロードできるかという方が、すぐにできるものなんじゃないかなと思うことと、例えばイラスト1枚とかいうところを取り出したものを掲示して、すぐ使えるようしておくなんてことも一つ言えるのではないかなと思います。

あとは、何かクイズやチェックリストとかいうところも、子供がすぐ使える教材としてはとてもいいと感じました。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

たくさん意見いただきまして、どうもありがとうございます。

それじゃ、安藤委員。

安藤委員 すみません、安藤です。

先ほど言い忘れましたが、私も「きめきめ王国」の動画拝見しまして面白いなと思ったんで、もしゲーム形式とか作ることがあれば、あれをベースにして、どういう国になっちゃうかみたいなのも、面白いのではないかと思いました。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

たくさん御意見いただきましたけれども、事務局の方から、今の段階で何かありますでしょうか。

江原部付 事務局の江原でございます。

皆様、本日は貴重な御意見たくさんいただきまして、誠にありがとうございました。

皆様からいただいた意見、共通するところといたしましては、法教育の今といいますか、教育現場が実際にどうなっているのかというところについて、皆様から御経験に基づいた貴重な御意見たくさんいただいたと思っております。

本日いただきました意見も踏まえまして、最初に述べましたとおり、今後法教育推進に向けた中長期的な展望も踏まえた今後の取組について、我々の方でも検討してまいりたいと

思っております。

以上です。

野澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、意見が大体出そろったようでございますので、この辺で議論としては終えたいと思います。どうもありがとうございます。

事務局におかれましては、本日委員の皆様からいただいた御意見等も踏まえ、引き続き教材の周知、広報の方法等や外部人材の連携についての検討を進めていただくようお願いいいたします。

本日予定していた議題は全て終了いたしました。

委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。何か忘れたとか、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

次回会議の日程等については、追って事務局から連絡いたします。

本日、どうもありがとうございました。

—了—